

朝倉市不良空家等解体撤去補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において使用されず、かつ、適切に管理されていない不良空家等を解体撤去する工事に係る費用の一部を朝倉市不良空家等解体撤去補助金（以下「補助金」という。）として予算の範囲内において交付することに関し、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在し、かつ、居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物又は平成29年7月九州北部豪雨の被害を受けて空家になった建築物をいう。
- (2) 不良空家等 適切に管理されていない空家等であつて、周辺の住環境等を悪化させているもののうち、第5条第2項に規定する不良度の判定の結果、評点の合計が100点以上の空家等をいう。
- (3) 申請者 空家等の所有者又は所有者の委任を受けている者若しくは相続権を有する者その全員の委任を得ている者であつて、この要綱により補助金の交付を受けて解体撤去を行おうとするものをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる不良空家等は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 所有権以外の権利が設定されていない建築物
- (2) 法人が所有権を有していない建築物
- (3) この要綱以外の解体撤去又は移転に係る補助及び補償等を受けず、又は受ける予定がない建築物
- (4) 建築物が複数人の共有名義である場合、解体撤去について共有者全員の同意が得られている建築物
- (5) 不動産業を営む個人が営利目的で所有していない建築物

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の交付対象としない。

- (1) 補助を受ける目的で故意に建築物を破損させた場合
- (2) 既に不良空家等の解体撤去に着手している場合
- (3) 解体撤去工事請負契約を結ばずに不良住宅を解体撤去した場合
- (4) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合
- (5) 申請者に市税等の滞納がある場合

3 補助は、同一敷地において1回限りとし、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物とその敷地（立ち木その他の土地に定着する物を含む）を除く不良空家等を解体する場合とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、不良空家等の解体撤去及び処分に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、50万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（不良度の判定）

第5条 申請者は、補助金の交付申請の事前相談として、空家等不良度判定依頼書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、空家等の不良度の判定を受けなければならない。

- (1) 建物の全部事項証明書又は固定資産税名寄帳兼課税台帳の写し
- (2) 位置図
- (3) 現況写真

2 市長は、前項の規定による事前相談を受けたときは、別表に基づき空家等の不良度の判定を行い、その結果を空家等不良度判定結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、解体撤去に着手する前に朝倉市不良空家等解体撤去補助金交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空家等不良度判定結果通知書
- (2) 不良空家等解体撤去実施計画書（様式第4号）
- (3) 誓約書（様式第5号）
- (4) 解体撤去工事見積書の写し
- (5) 所有者又は所有者の相続関係者であることが分かる書類（発行日から3箇月以内のものに限る。）及び所有権を有する全ての者の同意書
- (6) 申請者の市税等の滞納がないことの証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金交付の適否決定及び通知）

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付の適否を決定したときは、朝倉市不良空家等解体撤去補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（解体撤去工事の着手）

第8条 解体撤去工事の着手は、補助金交付決定日以降に行わなければならない。

（変更又は中止の申請）

第9条 第7条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「決定者」という。）は、申請書の記載事項について変更しようとするときは、朝倉市不良空家等解体撤去補助金交付変更等承認申請書（様式第7号。以下「変更等申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の不良空家等解体撤去実施計画書
- (2) 変更後の解体撤去工事見積書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 決定者は、解体撤去工事を中止しようとするときは、変更等申請書に市長が必要と認める書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金交付の変更又は中止の決定)

第10条 市長は、変更等申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更又は中止の適否を決定し、朝倉市不良空家等解体撤去補助金交付決定変更(中止)通知書(様式第8号)により決定者に通知するものとする。

(解体撤去工事の完了報告)

第11条 決定者は、解体撤去工事が完了したときは、当該解体撤去工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、不良空家等解体撤去完了報告書(様式第9号。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 解体撤去工事請負契約書の写し

(2) 解体撤去工事の領収書の写し(解体撤去工事を行った者が発行したもの)

(3) 解体撤去工事写真(施工前、施工中及び施工後が確認できるもの)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、報告書の提出を受けたときは、この内容を審査し、必要に応じ現地を調査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、朝倉市不良空家等解体撤去補助金確定通知書(様式第10号。以下「確定通知」という。)により決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 決定者は、確定通知を受けたときは、朝倉市不良空家等解体撤去補助金請求書(様式第11号。以下「請求書」という。)により補助金の請求をするものとする。

2 市長は、請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 関係法令又はこの要綱若しくは規則に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の決定を取り消す理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、朝倉市不良空家等解体撤去補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

3 前2項の規定は、確定通知を行った後においても適用するものとする。

4 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、朝倉市不良空家等解体撤去補助金返還命令書（様式第13号）により期限を定めてその全部又は一部について返還を命じることができる。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにした行為に対する第13条及び第14条の規定の適用については、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年朝倉市告示第72号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年朝倉市告示第62号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年朝倉市告示第89-3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

不良度判定基準（木造及び軽量鉄骨造）

評定区分	評定項目	評定内容	評点
------	------	------	----

構造一般の程度	1 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	1 0
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	2 0
	2 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	2 5
構造の腐朽又は破損の程度	3 基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	2 5
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	5 0
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	1 0 0
	4 外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	1 5
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	2 5
	5 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	1 5
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	2 5
		ウ 屋根が著しく変形したもの	5 0
	防火上又は避難上の構造の程度	6 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの			2 0
	7 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	1 0
排水設備	8 雨水	雨樋がないもの	1 0
構造の腐朽又は破損の程度	9 床	ア 浸水により、床が変形したもの	2 5
		イ 土砂等の流入により、床の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	5 0
防犯	1 0 防犯	ア 1階部分の扉、窓枠等の破損があり、防犯上危険であるもの	2 0

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項

目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

別表第2（第5条関係）

不良度判定基準（鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）

評定区分	評定項目	評定内容	評点
構造一般の程度	1 基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30
	2 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25
	3 増築が行われた外壁又は屋根	増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30
構造の劣化又は破損の程度	4 基礎、柱、はり又は耐力壁	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15
		イ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20
		ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40
		エ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80
	5 壁（耐力壁を除く。）	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10
		イ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15
		ウ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25
	6 外壁	ア 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落のおそれのあるもの	15
		イ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25
	7 屋根	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10

		イ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15
		ウ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25
防火上又は避難上の構造の程度（防火・準防火地域に限る）	8 外壁、開口部等	ア 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15
		イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30
排水設備	9 雨水	雨樋がないもの	10
構造の腐朽又は破損の程度	10 床	ア 浸水により、床が変形したもの	25
		イ 土砂等の流入により、床の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
防犯	11 防犯	ア 1階部分の扉、窓枠等の破損があり、防犯上危険であるもの	20

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

別表第3（第5条関係）

不良度判定基準（コンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造）

評定区分	評定項目	評定内容	評点
構造一般の程度	1 基礎	ア 耐力壁の基礎がコンクリートブロック造であるもの	10
		イ 耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15
		ウ 基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30
	2 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25
	3 増築が行われた外壁又は屋根	ア 増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30
構造の劣化又は破損の程度	4 基礎、柱、はり又は耐力壁	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15
		イ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離	20

		があるもの等中規模の修理を要するもの	
		ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	4 0
		エ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	8 0
	5 壁（耐力壁を除く。）	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	1 0
		イ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	1 5
		ウ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	2 5
	6 外壁	ア 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落のおそれのあるもの	1 5
		イ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	2 5
	7 屋根（ただし、小屋組が木造の場合にあっては、別表第1の不良度判定基準（木造及び軽量鉄骨造）を適用するものとする。）	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	1 0
		イ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	1 5
		ウ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	2 5
防火上又は避難上の構造の程度（防火・準防火地域に限る）	8 外壁、開口部等	ア 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	1 5
		イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	3 0
排水設備	9 雨水	雨樋がないもの	1 0

構造の腐朽又は破損の程度	1 0 床	ア 浸水により、床が変形したもの	2 5
		イ 土砂等の流入により、床の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	5 0
防犯	1 1 防犯	ア 1階部分の扉、窓枠等の破損があり、防犯上危険であるもの	2 0

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。